

「株式投資型クラウドファンディング業務に関する規則」の一部改正について

令和 7 年 2 月 25 日

( 下線部分変更 )

新	旧
<p><b>第 2 章 株式投資型クラウドファンディング業務</b></p> <p><b>(発行者についての審査)</b></p> <p><b>第 4 条</b> 会員等は、株式投資型クラウドファンディング業務を行うに当たっては、店頭有価証券について、第 17 条の規定により当該会員等が策定した社内規則に従って、あらかじめ次の各号に掲げる事項について厳正に審査を行わなければならない。</p> <p>1～9 ( 現行どおり )</p> <p><u>10 金商法第 5 条の規定に基づく有価証券届出書を提出するもの</u> <u>あつては企業内容等の適切な開示</u></p> <p><b>2～4</b> ( 現行どおり )</p> <p><b>(ウェブサイトにおける情報提供)</b></p> <p><b>第 9 条</b> 会員等は、<u>株式投資型クラウドファンディング業務を行うに当たっては、次の各号に掲げる事項について、金商法第 43 条の 5 及び金商業等府令第 146 条の 2 に定める措置と同様の措置を講じなければならない。</u></p> <p>1～3 ( 現行どおり )</p> <p>4 顧客が取得する店頭有価証券につき、金商法に基づく開示又は金融商品取引所の規則に基づく情報の適時開示と同程度の開示が義務付けられていない場合には、その旨</p> <p>5～11 ( 現行どおり )</p> <p>12 会員等は株式投資型クラウドファンディング業務において取り扱う店頭有価証券及びその発行者に関する投資者からの照会に対して、金商業等府令第 6 条の 2 各号に規定する方法以外の方法により回答することができないこと。</p> <p>13～21 ( 現行どおり )</p> <p><u>22 会員等が第 4 条第 1 項に基づき発行者についての審査を行っている旨及びその審査項目</u></p> <p><u>23 前各号に掲げるもののほか、会員等</u></p>	<p><b>第 2 章 株式投資型クラウドファンディング業務</b></p> <p><b>(発行者についての審査)</b></p> <p><b>第 4 条</b> ( 同 左 )</p> <p>1～9 ( 省 略 ) ( 新 設 )</p> <p><b>2～4</b> ( 省 略 )</p> <p><b>(ウェブサイトにおける情報提供)</b></p> <p><b>第 9 条</b> 会員等は、<u>金商法第 43 条の 5 に規定する措置を講ずるに当たっては、金商業等府令第 146 条の 2 に定めるところのほか、次の各号に掲げる事項について、当該措置と同様の措置を講じなければならない。</u></p> <p>1～3 ( 省 略 )</p> <p>4 顧客が取得する店頭有価証券につき、金商法に基づく開示又は金融商品取引所の規則に基づく情報の適時開示と同程度の開示は義務付けられていないこと。</p> <p>5～11 ( 省 略 )</p> <p>12 会員等は株式投資型クラウドファンディング業務において取り扱う店頭有価証券及びその発行者に関する投資者からの照会に対して、<u>電話又は訪問の方法等、金商業等府令第 6 条の 2 各号に規定する方法以外の方法により回答することができないこと。</u></p> <p>13～21 ( 省 略 ) ( 新 設 )</p> <p>( 新 設 )</p>

新	旧
<p style="text-align: center;">が必要と認める事項</p> <p>2 ( 現行どおり )</p> <p><b>(勧誘手法併用の禁止)</b></p> <p><b>第 12 条</b> 会員等は、金商業等府令第 6 条の 2 各号に規定する方法以外の方法により、株式投資型クラウドファンディング業務に係る投資勧誘を行ってはならない。</p> <p><b>(発行者による事後の定期的な情報提供)</b></p> <p><b>第 16 条</b> 会員等は、株式投資型クラウドファンディング業務に係る顧客の応募代金の払込後において、当該株式投資型クラウドファンディング業務に係る店頭有価証券の発行者 <u>(金商法第 24 条第 1 項に規定する有価証券報告書を提出しなければならない者を除く。)</u> が当該店頭有価証券を取得した顧客に対して事業の状況について定期的に適切な情報を提供することに関し、当該発行者との間で契約を締結しなければならない。</p> <p>2 ( 現行どおり )</p> <p style="text-align: center;"><b>付 則</b></p> <p>この改正は、令和 7 年 2 月 25 日から施行する。</p>	<p style="text-align: center;">( 省 略 )</p> <p>2 ( 省 略 )</p> <p><b>(勧誘手法併用の禁止)</b></p> <p><b>第 12 条</b> 会員等は、<u>電話又は訪問の方法等</u>、金商業等府令第 6 条の 2 各号に規定する方法以外の方法により、株式投資型クラウドファンディング業務に係る投資勧誘を行ってはならない。</p> <p><b>(発行者による事後の定期的な情報提供)</b></p> <p><b>第 16 条</b> 会員等は、株式投資型クラウドファンディング業務に係る顧客の応募代金の払込後において、当該株式投資型クラウドファンディング業務に係る店頭有価証券の発行者が当該店頭有価証券を取得した顧客に対して事業の状況について定期的に適切な情報を提供することに関し、当該発行者との間で契約を締結しなければならない。</p> <p>2 ( 省 略 )</p>